

公益財団法人千葉県市町村振興協会基金貸付細則

平成 2 4 年 4 月 1 日

改正 平成 2 5 年 2 月 1 9 日

(趣旨)

第 1 条 この細則は、公益財団法人千葉県市町村振興協会基金積立運用規程（以下「規程」という。）第 4 条第 2 項の規定に基づき、公益財団法人千葉県市町村振興協会（以下「この法人」という。）が、千葉県内の市町村及び地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 4 条第 2 項に規定する一部事務組合（以下「市町村等」という。）に対し、規程第 2 条に定める基金の資金（以下「資金」という。）を貸し付ける場合の貸付の条件、手続き、その他の必要な事項を定めるものとする。

(貸付の種類)

第 2 条 資金の貸付は、長期貸付及び短期貸付とする。

- 2 長期貸付は、貸付対象事業に係る市町村等に対する一会計年度を超える貸付をいう。
- 3 短期貸付は、貸付対象事業に係る一時借入金として市町村等に対する貸付で、同一会計年度内に償還が行われるものをいう。

(貸付対象事業の細目)

第 3 条 規程第 4 条で定める貸付対象事業の細目は、別表のとおりとする。

(貸付の要件)

第 4 条 資金の貸付を受けようとする市町村等は、次の各号に掲げる要件を具備しなければならない。

- (1) 償還の見込みが確実であること。
 - (2) 事業計画が適切であること。
 - (3) 財務の経理が明確であること。
- 2 長期貸付にあっては、前項に定めるもののほか、地方債の届出がなされているか、地方債の同意若しくは許可（以下「同意等」という。）を受けているか又は当該年度において地方債の同意等を受けることが確実と認められているものであること。

(貸付方法)

第 5 条 資金の貸付の方法は、証書貸付によるものとする。

(貸付条件)

第 6 条 資金の貸付条件は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 貸付利率は、年3.0パーセント以下の範囲で、理事長が別に定めるものとする。
- (2) 貸付期限は、長期貸付にあつては、15年（うち据置期間3年）、12年（うち据置期間2年）、10年（うち据置期間2年）及び5年（うち据置期間1年）とし、償還期限の算定については、資金の貸付を決定した日の属する年度から起算する。
- (3) 元金の償還方法は、次のとおりとする。
 - ア 長期貸付にあつては半年賦元金均等償還の方法によるものとし、その償還期日は、毎年度9月24日及び3月24日とする。ただし、その日が金融機関の休日にあたる時は、その直後の金融機関の営業日とする。
 - イ 短期貸付にあつては一括弁済の方法によるものとし、この法人が送付する償還年次表のとおりとする。
- (4) 利息については、長期貸付にあつては、資金を貸し付けた日の翌日から最終償還の日までの利息を、短期貸付にあつては資金を貸し付けた日の翌日から元金償還の日までの利息を、元金の償還期日にこの法人に払い込むものとする。
- (5) 延滞利息は、延滞元利金につき年10パーセントとする。

(借入の申込み)

第7条 資金の貸付を受けようとする市町村等は、原則として借入予定日の3週間前までに、次の各号に掲げる書類をこの法人に提出するものとする。

- (1) 借入申込書（様式第1号又は様式第2号）
- (2) 事業概要調書（様式第3号又は様式第4号）
- (3) 長期貸付にあつては、起債届出書の写、起債協議同意書の写、起債許可書の写又は起債同意等予定額通知書の写、短期貸付にあつては一時借入金現在額調（様式第5号）

2 前項に定めるもののほか、この法人は、当該市町村等に対し、必要な書類の提出を求めることができる。

(貸付の決定)

第8条 この法人は、借入の申込みを受けたときは、貸付の可否及び貸付額を決定のうえ、貸付を行うことに決定した市町村等に対しては、借用証書（様式第7号又は様式第8号）の提出を求め、貸付を行わないことに決定した市町村等に対しては、その旨通知するものとする。

(貸付及び償還の実行)

第9条 市町村等は、前条の借用証書を直ちにこの法人に提出するものとし、この法人は、これと引換えに資金を交付するものとする。

2 この法人は、前項に規定する資金送付後、長期貸付に係る資金にあつては、

償還年次表（様式第6号）を作成し、これを当該市町村等に送付するものとする。

3 この法人は、資金の貸付に係る元利金償還期日の2週間前までに、元利金払込通知書（様式第9号）を当該市町村等に送付するものとする。

4 市町村等は、前項に規定する元利金払込通知書に定められた期日に、同通知書によって指定された銀行に元利金を払い込まなければならない。

（報告及び検査）

第10条 資金の貸付を受けた市町村等は、貸付金の償還が完了するまでの間に次の各号に該当する場合には、その都度速やかにこの法人に報告しなければならない。

（1）市町村等の名称を変更した場合

（2）地方自治法第7条又は第289条の規定に基づき、貸付を受けた資金の債務の継承を生じた場合

（3）貸付金を財源とする事業を中止し、若しくは廃止し、又は計画を変更した場合

2 資金の貸付を受けた市町村等は、当該貸付に係る事業が完了したときは、当該事業完了後3週間以内に事業完了報告書（様式第10号）に事業の精算状況を記載した書類を添付して、この法人に提出しなければならない。

3 この法人は、前2項に定めるもののほか、必要と認めるときは、当該市町村等から報告を求め、又は職員をして関係書類その他必要な物件を実地に検査させることができる。

（償還の猶予）

第11条 この法人は、資金の貸付を受けた市町村等が災害その他特別の理由により資金の償還をすることが著しく困難な場合で、特に必要と認めるときは、償還期限の到来していない資金の償還の債務の履行を猶予することができる。

2 前項の規定により資金の償還の債務の履行の猶予を受けようとする市町村等は、償還猶予申請書（様式第11号）をこの法人に提出しなければならない。

（繰上償還）

第12条 この法人は、資金の貸付を受けた市町村等が、資金を貸付の目的外の用途に使用したとき、又はこの細則に違反したときは、資金の全部又は一部を繰上償還させることができる。この場合においては、この法人は、繰上償還させようとする日の10日前までに当該市町村等に対し、繰上償還通知書（様式第12号）を送付するものとする。

2 市町村等は、この法人の承認を得て貸付の資金の全部又は一部を繰上償還することができる。この場合においては、当該市町村等は、あらかじめ繰上償還申請書（様式第13条）をこの法人に提出しなければならない。

3 この法人は、市町村等から前項の申請書の提出を受けたときは、繰上償還をさせようとする日の10日前までに、当該市町村等に対し繰上償還通知書（様式第12号）を送付し、繰上償還をさせないことを決定した市町村等に対しては、その理由を付してその旨通知するものとする。

4 第1項及び前項に規定する繰上償還の場合における元利金の払込期日はこの法人が指定するものとする。

（繰上償還に伴う償還元利金の払込み）

第13条 市町村等は、前条第1項又は第3項の規定による繰上償還通知書に基づき、その償還期日までに指定された金融機関に元利金を振り込まなければならない。

2 この法人は、長期貸付金の一部繰上償還を受けたときは、修正した償還年次表を作成し、これを当該市町村等に送付するものとする。

（債務引受け）

第14条 資金の貸付を受けた市町村等は、債務引受けにより貸付金にかかる債務を第三者に承継させようとするときは、あらかじめこの法人の承認を受けなければならない。

（補則）

第15条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年2月19日から施行する。

別 表（第4条）

公益財団法人千葉県市町村振興協会基金貸付対象事業細目

<p>規 程 第4条 第1項 第1号 の事業</p>	<p>(1) 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他異常な自然現象に伴う災害に関連する事業</p> <p>(2) 大規模な火事又は爆発等に伴う災害に関連する事業</p> <p>(3) その他理事会において必要と認めた災害に関連する事業</p>
<p>規 程 第4条 第1項 第2号 の事業</p>	<p>(1) 歴史上又は、学術上価値の高い建造物、城跡等文化財の保存に資するための事業</p> <p>(2) 通学道路、図書館、美術館等教育及び文化の向上に資するための事業</p> <p>(3) 体育館、プール、遊歩道等スポーツ振興及び健康増進に資するための事業</p> <p>(4) 集会所等地域連帯意識の醸成に資するための事業</p> <p>(5) 自然的条件及び風土に調和した個性的な街づくりに資するための事業</p> <p>(6) 消防用自動車、自然災害防止施設等地域の消防、防災に資するための事業</p> <p>(7) 民生施設、環境保全施設等住民の生活福祉の向上に資するための事業</p> <p>(8) 共同研修施設等市町村職員の資質の向上に資するための事業</p> <p>(9) その他理事会において必要と認める施設等の整備事業</p>

長期貸付借入申込書

1 借入金額 金 円也

2 資金の用途

3 利率 年 . パーセント

4 借入希望日 平成 年 月 日

5 据置期限 平成 年 月 日

6 償還期限 平成 年 月 日

7 元利金の支払期日 毎年度 月 日及び 月 日

8 元利金の支払方法

「半年賦元金均等償還」の方法によるものとし、各支払期日における元利金の額は、貴協会が作成する償還年次表によるものとする。

9 資金の交付を受ける金融機関の口座等

(1) 金融機関及び支店名 _____

(2) 預金種目及び口座番号 _____ 預金 No. _____
(ふりがな)

(3) 預金名義 _____

上記により、貴協会の資金を借り入れたいので、別紙書類を添えて申し込みます。

平成 年 月 日

職 氏名

ⓐ

公益財団法人千葉県市町村振興協会

理 事 長 様

(注) 1. ※は、記入しないでください。

2. 借入金額は、算用数字(1. 2. 3.....)で記入してください。

3. 申込年月日は、申込書類を提出する年月日を記入してください。

短期貸付借入申込書

1 借入金額 金 円也

2 資金の用途

3 利率 年 パーセント

4 借入希望日 平成 年 月 日

5 償還期限 平成 年 月 日

6 利息の支払方法

償還日において、借入日の翌日から償還日までの日数に応じ、借入金額に利率を乗じて得た額を支払うものとする。

7 資金の交付を受ける金融機関の口座等

(2) 金融機関及び支店名 _____

(2) 預金種目及び口座番号 _____ 預金 No. _____

(ふりがな)

(3) 預金名義 _____

上記により、貴協会の資金を借り入れたいので、別紙書類を添えて申し込みます。

平成 年 月 日

職 氏名

Ⓜ

公益財団法人千葉県市町村振興協会

理 事 長 様

(注) 1. ※は、記入しないでください。

2. 借入金額は、算用数字(1. 2. 3.....)で記入してください。

3. 申込年月日は、申込書類を提出する年月日を記入してください。

長期貸付事業概要調書

団 体 名				担当課： 担当者： TEL： ()			
事 業 名							
借 入 申 込 額		千 円		借 入 希 望 日			
起債 の届 出・同 意等 状況	事業区分	平成 年度		事業債			
	届出・同意 等年月日	年 月 日※届出・同意等 (指令 第 号の)					
	届出・同意 等額または同意等 予定額	千円	左 の 資 金 区 分	振興協会資金	千円		
				その他の資金	千円		
予算中の地方債 に関する定め		限 度 額	千 円				
		償還方法等					
事業 の全 体計 画	事 業 年 度	年度～ 年度		全体事業費	千円		
	事 業 内 容						
本 年 度 事 業 の 実 施 状 況	契 約 内 容		数 量	事業費(千円)	着工(予定)年月日	竣工(予定)年月日	
	合 計			千円	(その他参考事項)		
	同 上 財 源 内 訳	地 方 債	振興協会資金		千円		
			その他の資金		千円		
		国 ・ 県 補 助 金		千円			
		そ の 他 特 定 財 源		千円			
一 般 財 源		千円					

短期貸付事業概要調書

団 体 名		担当課： 担当者： TEL： ()		
事 業 名 等				
借 入 申 込 額	千 円			
借 入 希 望 日	年月日			
償 還 期 限	年月日			
事 業 費 (資金需要額)	千円	左 の 資 金 区 分	自己資金	千円
			借入金	千円
一 時 金 借 入 金 現 在 高 (A)				千円
予算に定めた一時借入金の最高額 (B)				千円
(B) - (A)				千円
資 金 を 必 要 と す る 理 由				
そ の 他 参 考 事 項				

長期貸付借用証書

金額	
----	--

次の条件及び貴協会貸付細則の遵守を確約のうえ、上記金額を借用しました。

1 資金の用途

2 利率 年 パーセント

3 違約金の割合 年 パーセント

4 据置期限 年 月 日

5 償還期限 年 月 日

6 元利金の支払期日 毎年度 月 日及び 月 日

7 元利金の支払方法

「半年賦元金均等償還」の方法によるものとし、各支払期日における元利金の額は、貴協会が作成する償還年次表によるものとする。

平成 年 月 日

職 氏名

⑩

公益財団法人千葉県市町村振興協会

理 事 長

様

(注) 1. ※は、記入しないでください。

2. 金額は、算用数字(1. 2. 3.....)で記入してください。

3. 借用年月日は、資金の貸付年月日を記入してください。

短期貸付借用証書

金額	
----	--

次の条件及び貴協会貸付細則の遵守を確約のうえ、上記金額を借用しました。

1 資金の用途

2 利率 年 パーセント

3 違約金の割合 年 パーセント

4 償還期限 年 月 日

5 利息の支払期日 元金償還の日

平成 年 月 日

職 氏名

Ⓜ

公益財団法人千葉県市町村振興協会

理事長

様

(注) 1. ※は、記入しないでください。

2. 金額は、算用数字(1. 2. 3.....)で記入してください。

3. 借用年月日は、資金の貸付年月日を記入してください。

元利金払込通知書

金 額	円	元 金	円
		利 子	円
事 業 名 等			
区 分	短 期 貸 付	貸付分	
	長 期 貸 付	返済分	
払 込 期 日		年 月 日	
払 込 先	指 定 銀 行		
	預 金 種 目 口 座 番 号		
	受 取 人	公益財団法人千葉県市町村振興協会 出納役	
	住 所 及 び 電 話 番 号		
	振 込 指 定		

上記のとおり払い込んでください。

年 月 日

公益財団法人千葉県市町村振興協会
理事長

様

事業完了報告書

平成 年 月 日

公益財団法人千葉県市町村振興協会
理事長 様

職 氏名

印

平成 年 月 日付け、平成 年度 第 号で案内の
あった 貸付金にかかる事業が完了したので、次のとおり報告します。

1 事業名

2 完了年月日 平成 年 月 日

3 確定事業費と財源内訳

(単位：千円)

確定事業費			千円
財源内訳	地方債	振興協会資金	千円
		その他の資金	千円
	国・県補助金	千円	
	その他特定財源	千円	
	一般財源	千円	

償還猶予申請書

事業名	
未償還額	円
猶予を受けようとする額	円
猶予を受けようとする期間	
猶予を受けようとする理由	

上記のとおり償還の債務の履行の猶予を申請します。

年 月 日

職 氏名

印

公益財団法人千葉県市町村振興協会
理事長 様

繰上償還通知書

事業名等	
繰上償還決定額	円
貸付年月日	年 月 日
貸付額	円
未償還元金	円
繰上償還元金	円
貸付残金	円
払込期日	年 月 日
払込方法	別添『元利金払込通知書』のとおり

上記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

公益財団法人千葉県市町村振興協会
理事長

様

繰上償還申請書

事業名	
繰上償還希望額	円
借入年月日	年 月 日
当初借入額	円
未償還額	円
今回繰上償還元金	円
差引借入残金	円
繰上償還希望期日	年 月 日
繰上償還の理由	

上記のとおり繰上償還いたしたいので申請します。

年 月 日

職 氏名

⑩

公益財団法人千葉県市町村振興協会
理事長 様